

# NEWS LETTER 2025年 11月号

11月に入りました。今年も2カ月を切りました。

一年が終わるのもあっという間ですね、寒暖差で体調を崩さないように十分ご注意ください。なお、掲載内容につきご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

## 債権譲渡登記について

債権譲渡登記とは、法人による金銭債権の譲渡について、債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるための手段です。債権譲渡登記は、ファクタリング（売掛債権の資金化）・割引手形・債権回収・代物弁済・債権譲渡担保など、企業の資金調達に広く利用されています。

債権を譲渡した場合、新しい債権者（譲受人）が債務者やその他の第三者に対して債権を主張するには、以下のどちらかの手続きが必要です（民法第467条1項）。

- ①譲渡人（旧債権者）から債務者に対して、債権譲渡の事実を通知する
- ②債務者の承諾を得る

さらに、債権譲渡を第三者（二重譲受人・差押債権者・破産管財人など）に対抗するためには、上記の通知または承諾を「確定日付のある証書（公証役場において確定日付を付与された証書）」ですする必要があります（民法第467条2項）。

このように、法人が多数の債権を一括して譲渡する場合、すべての債務者に対して上記の手続きをしなければならず、大変です。そこで法人の金銭債権譲渡については、債権譲渡登記を行うことで第三者への対抗要件を備えることができます。

ただし、債権譲渡登記をするだけでは「債務者対抗要件」を具備できないため注意が必要です。債務者対抗要件とは、譲受人が「譲渡された債権の債務者」から支払いを拒否されないための要件です。債務者対抗要件は、債務者が二重に支払うことを防ぐためのもので、債権者が債務者に対して支払いを求めている場合、債権者が債務者対抗要件を満たすまで債務者は支払いを拒否できます。

一般的な債務者対抗要件は譲渡人が債務者に債権譲渡の事実を通知することですが、債権譲渡登記制度を利用した場合は、実際に必要が生じた時点で、債務者に対し登記事項証明書を交付して債権譲渡の事実を通知することにより、後から具備できます。

債権譲渡登記についてご不明な点は、お気軽にご相談ください。

### 事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

### 主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続
- ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記
- ④農地法の許可
- ⑤裁判手続

